○ 吉川松伏消防組合消防水利施設等に関する指導要綱(案) に関するパブリックコメントの実施について

◆改正等に至る背景

近年、吉川市及び松伏町の開発事業は、新たな都市計画、又は大規模な倉庫やショッピングセンターの建築、建設が増加傾向にあります。また、近隣市についても同様な増加傾向であり、大規模な開発事業が進められているところです。

そのような社会情勢のなか、平成29年2月16日埼玉県三芳町で発生した アスクル株式会社の大規模物流倉庫(延べ床面積72,000㎡)の火災が発生 しました。鎮火に至るまで実に12日間を要した特異な火災でした。

当消防組合管内においても大規模な開発事業が進められておりますが、開発 規模による消防水利施設の規定が現在の開発規模にそぐ合わないこと、また、消 防水利の設置基準や消防用活動空地などについても新たに規定し、全体的な改 正の準備を進めているところです。

この度、「吉川松伏消防組合消防水利施設等に関する指導要綱(案)」を作成しましたので、市町民の皆さん、市町に事務所を有する方、又は、関係事業者の方のご意見をお聞かせください。

◆募集内容

①「吉川松伏消防組合消防水利施設等に関する指導要綱(案)」

【主な概要】

- ・用語の見直し
- ・消防水利施設の設置基準の見直し
- ・管理及び移譲について追加
- ・ 各様式の見直し及び追加
- ・消火栓及び防火水槽の設置基準の追加
- ・消防活動空地の基準の追加

PDF 新「吉川松伏消防組合消防水利施設等に関する指導要綱 (案)」 PDF 旧「消防施設に関する指導要綱」

◆募集期間及び対象者

- ・平成29年11月13日(月)から平成29年12月12日(火)まで(必着)
- ・吉川市/松伏町在住、市町に事務所を有する方、又は、関係事業者

◆資料の閲覧場所

- · 吉川松伏消防組合受付
- 南分署受付
- · 松伏消防署受付

◆意見の提出方法

「パブリックコメント意見提出用紙」にて提出してください。

PDF「パブリックコメント意見提出用紙」

※電話など口頭でのご意見はお受けできませんのでご了承ください。

直接持参又は意見提出箱への投函

直接:消防本部警防課警防係 窓口

投函:各閲覧場所に備え付けの意見提出箱に投函

・郵送又はFAXでの提出

〒342-0016 吉川市大字会野谷 481番地 吉川松伏消防組合消防本部警防課あて FAX 048-981-7150

Eメールで提出

件名は「指導要綱パブリックコメント意見提出」としてください。 Eメール: keibou@yoshimatsu-119. jp

◆ご意見に対する消防組合の考え方について

お寄せいただいたご意見に対する消防組合の考え方につきましては、12月下旬を目安に消防組合HPで公表する予定です。

個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

【問合せ先】

吉川松伏消防組合消防本部 警防課警防係

電 話 048-982-3968

F A X 048-981-7150

 $E \times -\mathcal{W}$ keibou@yoshimatsu-119.jp